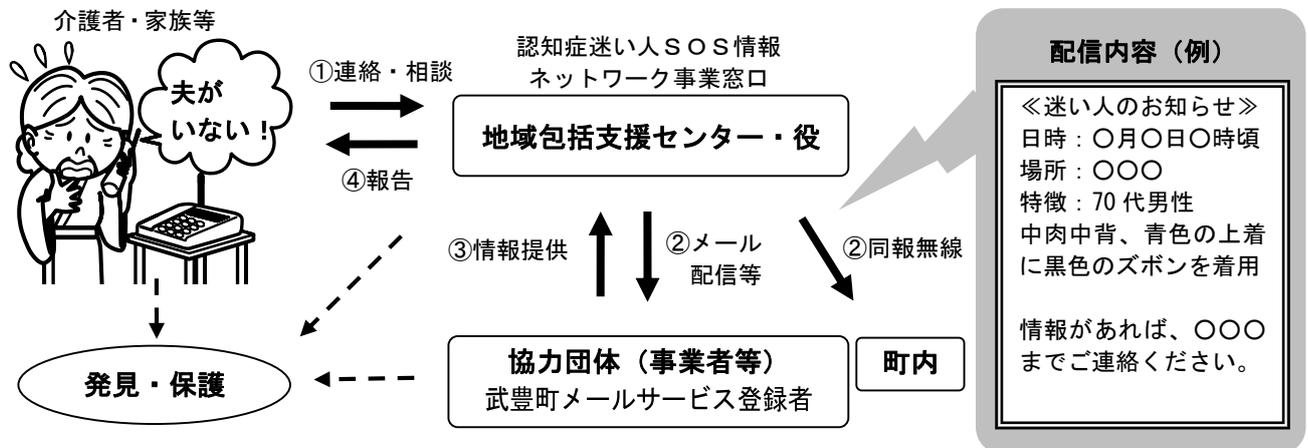


# 認知症迷い人SOS情報ネットワーク事業のご案内

認知症迷い人SOS情報ネットワーク事業は、認知症高齢者が行方不明になった場合に、迷い人情報をすみやかに配信し、早期発見につなげるための取り組みです。

迷い人になるおそれがある方の情報を事前に登録したうえで、その方が行方不明となった場合に、家族等からの依頼により対象者の身体的特徴や服装等の情報を地域の協力者に対してメールやFAXで配信し、情報提供をお願いするというものです。



\* 警察による行方不明者の検索は別途届出が必要です

## ～利用するためには**事前登録**が必要です～

### 誰でも登録することができますか？

登録対象者は、町内に在住し迷い人になるおそれのある認知症高齢者（若年性認知症を含む）のうち、希望される方です。町内の介護保険施設や認知症高齢者のグループホーム等を利用されている方も登録できますが、親族や成年後見人等の同意が必要です。

### 登録するにはどうしたらいいですか？

登録希望者の親族・成年後見人等、または利用している施設の職員、ケアマネジャーが「支援対象者登録申請書」を受付窓口に提出してください。

- 受付窓口 武豊町地域包括支援センター（町役場敷地内・思いやりセンター）
- 受付時間 月～金曜日（祝休日・年末年始を除く）8時30分～17時15分
- 登録費用 無料

問合せ 地域包括支援センター ☎74-3305

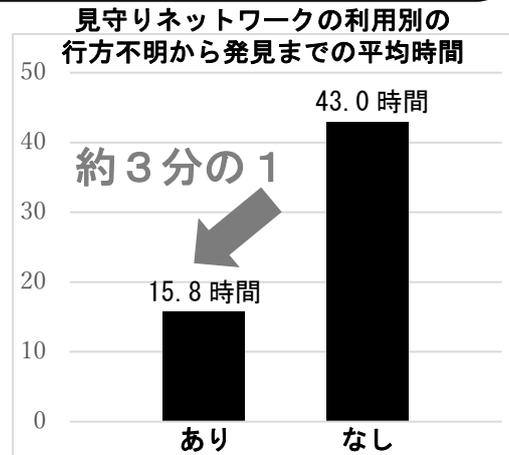
# 「認知症迷い人 SOS 情報ネットワーク事業」よくある質問

## ① 登録することでどのようなメリットがありますか。

過去、警察に行方不明届が出されたケースのうち、行方不明から発見までに1日以上かかったケースが約2割にもものぼります。

一方で、自治体を実施する見守りネットワークの登録者は未登録者に比べ、行方不明から発見までの時間が短くなる傾向がわかってきました。早期発見・保護につなげるためにも、自治体を実施する見守りネットワークに事前登録することが推奨されています。

(出典:愛知県徘徊予防研修資料 2017)



## ② 情報配信の際は、必ず名前・住所を公表しなければいけませんか。

情報配信をする際には、あらかじめ家族・介護者等から行方不明者についての聞き取りを行います。その際にご要望いただければ、名前は公表しない(匿名)、情報配信先を限定するなどの対応をとることもできます。

## ③ 行方不明者の写真を添付してメール配信することはできますか。

情報配信時に送信するメールは文書のみです。

写真の公表を希望される場合は、行方不明時に窓口まで写真をご提出いただければ、武豊町ホームページに掲載することができます。

## ④ 情報配信先の「協力団体(事業者等)」にはどのようなところがありますか。

協力団体は町内にある介護保険サービス提供事業者やガソリンスタンド、コンビニ、金融機関などがあります。

## ⑤ 行方不明情報のメール配信を受取るためにはどうすればよいですか。

武豊町メール配信サービスに登録していただくと、迷い人情報を受信することができます。

町ホームページまたは、公開サイト (<https://cous.mail-dpt.jp/taketoyo/>) からアクセスし「防犯情報」の受信情報を選択してください。また、登録用アドレス ([taketoyo@entry.mail-dpt.jp](mailto:taketoyo@entry.mail-dpt.jp)) へ空メールを送信しても登録可能です。※右側のQRコードからも送信できます

